

救急車の要請について

2019 年 4 月 12 日

発生号機	2号機(廃止措置中) タービン建屋1階 (放射線管理区域内)
発生年月日	2019年4月12日
状況	1号機炉内除染装置の片付け作業に従事していた協力会社社員が、当該作業で発生したごみを2号機タービン建屋へ運搬する際に、10時頃、階段を踏み外し、右足首を負傷したため、10時34分に救急車を要請しました。(自力歩行不可、意識あり、出血なし) なお、当該協力会社社員に放射性物質による汚染はありませんでした。
お知らせ基準	「表1-9 発電所敷地内に救急車の出動要請をしたとき。」に該当します。

以上